

内閣官房総務課長宛

机 案 密 附

昭和二年四月二十五日發議
四月二十六日執行

議

長

文

書記官長

書記官

副議長

文

書記官長

書記官

文

文

案

一官吏任用敍級令の一部を改正する等に関する
勅令

一官吏服務紀律の一部を改正する勅令

一皇室典範及皇室典規増補廢止件

一皇室令及附屬法令廢止件

同

不

先

一枢密院官制及事務規程等の廢止に関する勅令
右来る三十日(水曜日)午前十時会議が開かれます
から御出席なさるよう議長より命に依つて御通
知致します。

追つて議案各一部及び各件の審査報告書を御配
付致します。

昭和二十二年四月二十六日

書記官

議長

副議長

親王

各大臣

顧問官

宛名通

〔第一〕案第一号、第二号及び第五号の件名

右来る三十日(水曜日)午前十時会議が開かれるが説明員の出席を必要とする場合は成るべくその人数を少くしもの官職氏名を折返し御通知ありたく命に依つて照会する。

昭和二十一年四月二十六日

高辻 務官

内閣官房統務課長殿

又

第一案第三号及第四号の件名

右来る三十日(水曜日)午前十時會議が開かれるから宮内大臣出席せられるよう取計らわれたし別冊議案及び審査報告書を添え命に依つて照会する。

追つて説明員の出席は成るべくその人数を少くしその官職氏名を折返し御通知願う。

昭和二十二年四月二十六日

高辻事務官

宮内大臣官房文書課長宛

内閣秘書官第十七号

昭和二十二年四月二十八日

内閣官房秘書官

枢密院事務官

明後三十日の貴院本會議に左記の者が説明員として出席しますからよろしく御取計へ願ひます。

内閣官房秘書官
法制局長官
佐藤達大

官記事務

官事務

一 皇室典範及皇室典範増補廢止ノ件
一 皇室令及附屬法令廢止ノ件
ナキニ貴院に諮詢あらせられた右二件に
關する來る四月三十日之會議には松平宮
内大臣出席し且つ説明員として左記の者
モが出席致します。
右回答します。

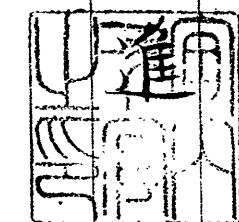
記
官内次官 加藤 進

官内大臣 宮内省 第七八

官内省出仕 高尾亮一

昭和二十二年四月二十八日

官内次官 加藤



杞密院書記官長 諸橋義殿